

24食産第669号
平成24年5月7日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

エジプト向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について

東日本大震災に伴い、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地の証明や放射性物質に関する検査証明などが求められております。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成23年4月21日付23国際第83号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、証明書発行の協力をお願いしているところで

す。
今般、エジプトについて、輸出証明書の取り扱いが下記のとおりとなりましたので、御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

エジプト政府は、平成23年3月10日以降日本を出港した食品及び飼料に対して輸入停止措置を講じていましたが、平成23年10月20日以降は、日本の政府機関が発行する産地証明書等の提出を求めることとしているところです。

今般、同証明書の発行についてエジプトとの間で協議が整ったことから、別紙のとおり証明書の発行条件及び手続を定めましたのでお知らせいたします。

なお、水産物については、水産庁において証明書を発行しております。また、別表区分1のうち水産物については、引き続きエジプト政府と協議中であり、協議が整い次第、改めてお知らせいたします。

(別表)

	対 象 地 域	対 象 品 目	規 制 内 容
1	11 都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡）	水産物以外の食品・飼料	放射性セシウム 134 及び 137 につき、エジプトの基準値（※ 1）に適合していることにつき、証明書及び検査結果（※ 2）の貨物への添付を要求。
		水産物（※ 3）	<協議中>
2	上記 11 都県以外	水産物以外の食品・飼料	産地に係る証明書の貨物への添付を要求。
		水産物（※ 3）	産地に係る証明書の貨物への添付を要求。 〔放射性セシウム 134 及び 137 の検査結果の添付を要求（※ 4）。〕

※ 1 E U の基準^(*)に準拠。

^(*)参考：E U が定める放射性セシウムの最大許容量（単位：Bq/kg 又は Bq/L）

<食品>

	乳児用食品	飲料水	牛乳・乳製品	その他食品
放射性セシウム 134 及び 137	50	10	50	100

注) 乾燥食品は水に戻した状態で計測。ただし、茶葉及びきのこは乾燥状態で 500Bq/kg。

大豆及び大豆加工品は 500Bq/kg。米及び米加工品は、平成 24 年 9 月 30 日までに製造・加工されたものは 500Bq/kg。

<飼料>

	牛及び馬	豚	家禽	魚類
放射性セシウム 134 及び 137	100	80	160	40

※ 2 検査結果には、インボイス番号の記載を要求。

※ 3 水産物については、水産庁において証明書を発行。

※ 4 放射性物質検査結果についての証明は不要。但し、産地に係る証明書及び放射性物質検査結果のコピーを原子力エネルギー庁に提出する必要がある。

<エジプト政府原子力エネルギー庁>

電子メールの場合：chairman@eaea. gov. eg 及び selaraby@netscape. net

F A X の場合：+202-2287-6031

(別紙)

エジプト向けの証明書の発行条件及び発行手続きについて

第1 証明書発行の対象産品

日本からエジプトへ輸出するすべての食品（日本で産出され、又は日本から発送される食品（直接又は加工後に食されることを意図した産品）。）及び飼料

第2 証明書の発行要件

以下の1から2のいずれかの要件を満たす食品等に証明書を発行することとする。

- 1 11都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡）以外の道府県で生産・加工されたこと
- 2 11都県で生産・加工された水産物以外のもので、エジプトの求める放射性物質基準^(注)に適合しているもの

第3 証明書の申請手続き

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（5）に掲げる書類を都道府県庁における農林水産物・食品の輸出を担当する部局の長（以下、「担当部長」という。）宛に提出する。
 - （1）エジプト向けに輸出される食品等の輸出に関する証明申請書（別記様式1）
 - （2）DECLARATION FOR THE IMPOORT OF FOOD AND FEED COMMODITIES INTO EGYPT FROM JAPAN（別記様式2）
 - （3）第2の1に該当する場合は、エジプト向けに輸出される食品等について生産・加工された地域を確認できる書類
 - （4）第2の2に該当する場合は、エジプト向けに輸出される食品等についてエジプトの求める放射性物質基準^(注)に適合することが確認できる書類
 - （5）上記（3）及び（4）以外の別記様式2に係る証明内容につき確認できる書類
- 2 担当部長は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発給する。

第4 申請先

担当部長

第5 特別な場合における国による証明書の発行

- 1 以下のような特別の場合にあっては、国（地方農政局等を含む。）は証明書を発行することができる。
 - （1）申請する対象品目が水産物である場合
 - （2）被災により証明書の発給が事務的に困難となっている県への申請者である場合
 - （3）その他国の関与が必要と認められる場合
- 2 1の（3）の「その他国の関与が必要と認められる場合」については、都道府県が国（地方農政局等を含む。）と協議して決定するものとする。

第6 その他

諸外国の要求する証明書について疑義のある事項が生じた場合には、農林水産省食料産業局輸出促進グループあて協議するものとする。

(注) エジプトはEUの基準に準拠することとしている。EUの基準値については「EU向けに輸出される食品等に関する輸入規制の変更について」（平成24年3月30日付け23食産第4071号農林水産省食料産業局総務課長・輸出促進グループ長通知）を参照。

(別記様式1)

エジプト向けに輸出される食品等に関する証明申請書

年 月 日

都道府県担当部長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、標記について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

(別記様式 2)

DECLARATION FOR THE IMOPORT OF FOOD AND FEED COMMODITIES
INTO EGYPT FROM JAPAN

INVOICE NO.:

DECLARATION NUMBER:

A) Description of Consignment

- Product Name:
- Batch No. (s):
- Type and No. of Packages:
- Gross or Net Weight:
- Name and Address of Producer:
- Name and Address of Importer:
- Port of Loading:
- Port of Discharge:
- Date of Production:

B) The Consignment Has Been Originated From

(1) Affected Prefecture(s)

☐

Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamanashi, Saitama, Tokyo,
Chiba, Kanagawa, and Shizuoka

The products have been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on
(date) in the (name of laboratory), to determine the level of the radionuclide
and the analytical results are in compliance with Regulation of Egypt. The
analytical report is attached.

(Report number:)

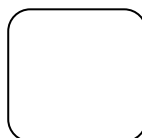
(2) Non Affected Prefecture(s)

☐

The products are harvested neither in land nor in coastal area of the affected
prefecture(s) above.

Done by

On



Stamp and Signature of
Authorized Representative